

歯科 経営情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



経営

「医療広告規制における
事例解説書」に学ぶ

ウェブサイト広告の
留意ポイント

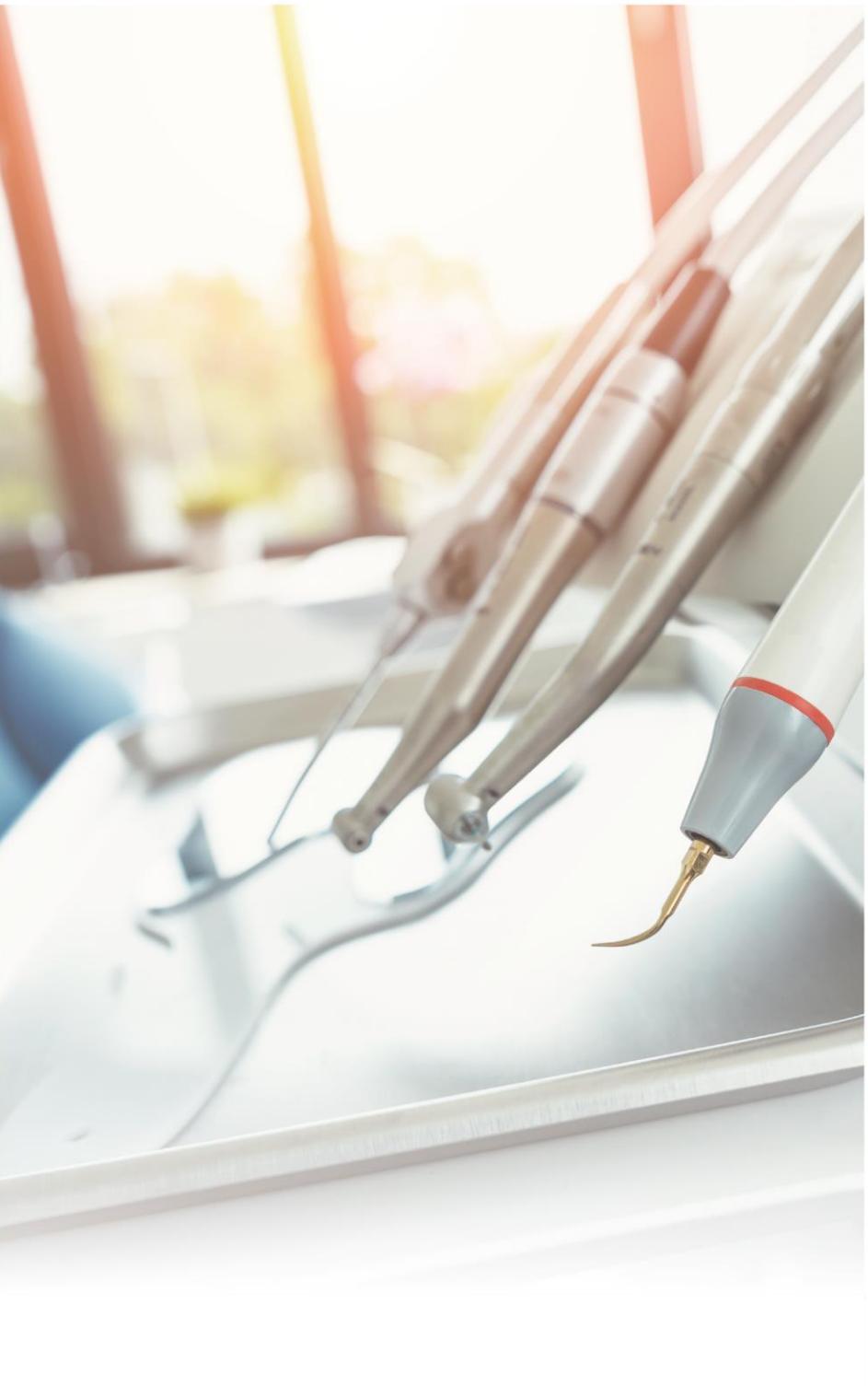
- 1 広告が禁止される事例**
- 2 広告可能事項の不適切事例と省令禁止事例**
- 3 自由診療に関する限定解除要件について**
- 4 広告にあたって注意が必要な事項**

2023

6

JUN

税理士法人 YGP 鯨井会計



1 | 広告が禁止される事例

医療に関する広告規制の見直しを含む医療法の改正が平成29年に行われ、平成30年6月に施行されました。それまでの広告規制の対象範囲が「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイト等による情報提供も規制の対象となっています。

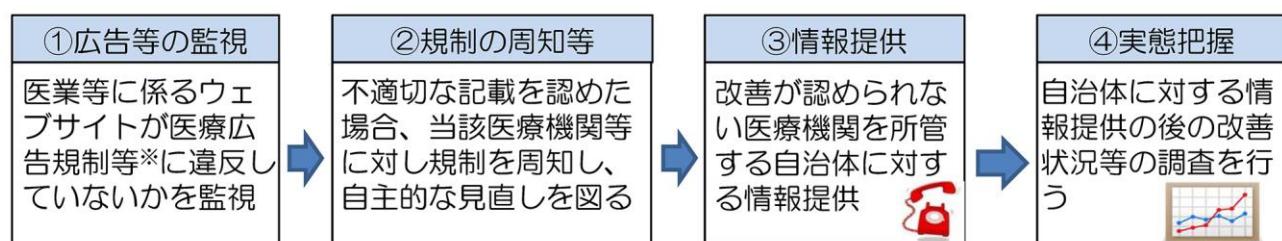
厚生労働省では、ネットパトロールにおいて蓄積された実際の事例等をもとに、個々の事例を分かりやすく解説する「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」を公開し、医療広告規制の更なる理解を図っています。

1 | ウェブサイトの監視体制

厚生労働省では、医療機関のウェブサイトにおいて不適切な表示が認められる等を踏まえ、「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始し、広く一般の方からも通報を受け付けるなど医療機関のウェブサイトの監視体制を強化しています。

監視体制強化のイメージは、次のとおりです。

■医業等に係るウェブサイトの監視体制強化のイメージ



※医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する事項、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドライン



厚生労働省:医療広告の監視指導体制強化について

2 | 広告が禁止される事例

(1)治療内容・期間の虚偽(虚偽広告)

医療広告ガイドラインでは、「絶対安全な手術」等は医学上ありえないため、虚偽広告として取り扱われています。

また、治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、短期間で終了するというような内容の表現を記載している場合には、虚偽広告として取り扱うこととされています。

■実態と異なり、全ての治療が短期間で終了するような表現

OO歯科

ホーム 診療内容 医院紹介 アクセス

即日インプラント治療
1日で**全ての治療**が終了します。

✖ 解説②
定期的なメンテナンスが必要にもかかわらず、全ての治療が1日で終了すると記載している

<治療の流れ>

検査 → 診断・検査 → 術前治療 → 手術 → 定期メンテナンス

厚生労働省：医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書 より

(2)データの根拠を明確にしない調査結果(虚偽広告)

調査結果等の引用による広告について、データの根拠（具体的な調査方法等）を明確にしないで、データの結果と考えられるもののみを示すものについては、虚偽広告として取り扱われます。

■データの根拠を明確にしない治療の効果

当院のインプラント治療

インプラント 当院のインプラント手術の**成功率**は97.5%です。

(3)最上級の比較(比較優良広告)

最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当します。

■最上級の表現

施設の規模	本グループは全国に展開し、 最高 の医療を広く国民に提供しています。
人員配置	当院は、 県内一 の医師数を誇ります。
医療内容	当院は〇〇施術において 日本一 の実績を有しています。

(4)他の医療機関と比較した表現(比較優良広告)

特定または不特定の他の医療機関と自らを比較の対象として、料金、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの医院が他の医院よりも優良である旨の記載は医療に関する広告としては認められないとされています。

■他の医療機関と比較した表現

●料金表

県内で同じ治療を提供している「□□医院様」や「△△クリニック様」よりも安く受診できます！

〇〇治療 	□□医院様 45,000円	△△クリニック様 50,000円	当院 39,000円
××治療 	□□医院様 20,000円	△△クリニック様 17,500円	当院 15,000円

●診療について

医療内容 当院は他の医院と比較して、インプラント手術成功率が高いです。

(5)著名人との関係性強調(比較優良広告)

著名人との関係性を強調するなど、患者等に対して他の医院より著しく優れているとの誤認を与える恐れがある表現は、患者等を不当に誘引する恐れがあることから、比較優良広告として取り扱うことになっています。

■芸能人や著名人が患者である旨の表現

<当院からのお知らせ>



2021年〇月〇日
サッカー選手の〇〇選手に患者第1号になっていただきました。
写真は〇〇選手来院時に撮影致しました。



△△チームに所属する
〇〇選手

2 | 広告可能事項の不適切事例と省令禁止事例

1 | 広告可能事項の記載が不適切な事例

広告可能事項においても、その記載方法について様々な制限が課されています。

自由診療では、医薬品医療機器等法で承認された医薬品または医療機器をその承認等の範囲で使用した場合、治療に公的医療保険が適用されないことや標準的な費用を記載しなければなりません。

また医療従事者の専門性資格の表現や、限定解除要件を満たした場合かつ禁止される広告に該当しない場合は、記載できます。

医療従事者の専門性資格については、厚生労働大臣が届け出を受理した専門性資格についての広告は可能ですが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が記載されていない場合は、広告できません。

■ 医療従事者の専門性資格

広告することができない医療従事者の専門性資格の表現

厚生労働大臣が届け出を受理した専門性資格については広告が可能であるが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が（〇〇学会認定〇〇専門医）記載されていない場合は広告をしてはならない。

医療従事者の専門性資格の表現に係る改善例

厚生労働大臣が届け出を受理した専門性資格については、団体名及び団体が認定する専門性の資格名を記載することにより広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

事例① 資格名が記載されていない

院長紹介
厚生 太郎 ○○歯科医院 院長



<経歴>

昭和62年 △△大学歯学部卒業

- 解説①

専門性資格については「〇〇学会認定〇〇専門医」のように記載する必要があるが、資格名の記載がなく、「〇〇学会認定 専門医」と記載されている

<資格>

日本口腔外科学会認定 専門医
日本歯周病学会認定 専門医
日本歯科麻酔学会認定 専門医

事例② 団体名が記載されていない

院長紹介
厚生 太郎 ○○歯科医院 院長



<経歴>

昭和62年 △△大学歯学部卒業

- 解説②

専門性資格については「〇〇学会認定〇〇専門医」のように記載する必要があるが、団体名の記載がなく、「〇〇専門医」と記載されている。
なお単に「〇〇専門医」との表記は誤認を与えるものとして誇大広告に該当する。

<資格>

口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医

医療従事者の専門性資格の表現に係る改善例

厚生労働大臣が届け出を受理した専門性資格については、団体名及び団体が認定する専門性の資格名を記載することにより広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

<https://www.abcd.e.shika.com>

院長紹介
厚生 太郎 ○○歯科医院 院長



<経歴>

昭和62年 △△大学歯学部卒業

- 解説①

「〇〇学会認定〇〇専門医」と専門性の資格名を記載する

<資格>

日本口腔外科学会認定 口腔外科専門医
日本歯周病学会認定 歯周病専門医
日本歯科麻酔学会認定 歯科麻酔専門医

- 解説②

団体名を記載する

補足

厚生労働大臣が届け出を受理しており、広告が可能である専門性資格は、「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」を参照。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000554375.pdf>

厚生労働大臣が届け出を受理していない専門性資格について広告する場合は、「〇〇学会認定〇〇専門医」と記載したうえで、限定解除要件を満たす必要があります。

2 | 省令禁止事項

(1)ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前または術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより広告が可能になります。

広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えないよう配慮する必要があります。

■ビフォーアフター写真において誤認を与える恐れのある表現と改善例

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容について患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。

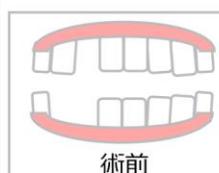
事例① 写真のみ



解説①

ビフォーアフター写真のみが掲載され、説明が一切ない

インプラント治療



術前



術後

事例② 説明が不十分



解説②

通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項の情報が十分でなく、また、期間・回数、リスク・副作用等の情報が付されていない

インプラント治療の症例

インプラント治療により、審美面・機能面ともに回復しました。
治療費は1,500,000円から



術前



術後

ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

<https://www.abcde.shika.com>

症例紹介

症例① 30代女性。事故で失った左側臼歯のインプラント治療



術前



術後

治療内容

事故によって歯根破折を起こした左側臼歯に代わって、頸の骨にインプラントを埋め込み、その上に人工の歯を被せるインプラント治療を行い、機能面の回復を行いました。

治療期間・回数

約6ヶ月間、10回

費用 ※自由診療となります。

総額1,100,000円
(検査・診断、手術関連処置費用等を含む)
インプラント埋込・上部構造：350,000円/1本

リスク・副作用

出血、腫脹、疼痛、青痣、神経麻痺、補綴物の脱落、破折、インプラント体の破折、咬合違和感、インプラント周囲炎等

症例② × × ×

解説①、②

術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す

補足

術前又は術後のイラストや、術前のみ又は術後の写真についても通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療の主なリスク・副作用等の情報を付す必要がある。

(2)体験談の内容を編集している違反例

医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談については、医療機関からの影響を受けずに患者やその家族が行う推薦に留まる限りは、誘引性は生じず、医療広告に該当しません。

しかし、当該ウェブサイトの運営者が、医療機関からの依頼によって、体験談の内容を改編したり、否定的な記事の削除や肯定的な記事を優先的に上部に表示するなど、医療機関の有利にはたらくよう編集している場合は、医療広告に該当するため禁止されます。

■体験談の内容を編集している違反例

https://www.kuchikomi.com

口コミ.com

全国の歯科医院の口コミを掲載しております！！

患者A 治療が雑で、「痛い」と言っているにも関わらず、無視されて治療を続けられました。

患者B 虫歯の治療をするために行きました。抜歯はしたくなかったので、その旨を伝えましたが、聞き入れてもらえず、無理やり抜歯をさせられました。

患者C インプラントの治療を受けに行きました。治療はとても丁寧で、出来上がりにも満足しています。

医療機関からの依頼を受けて口コミサイト
運営会社が体験談の内容を編集

事例 体験談の編集

https://www.kuchikomi.com

解説

医療機関からの依頼により、口コミサイトの運営者が体験談の内容の改編や削除をしている

全国の歯科医院の口コミを掲載しております！！

患者A 治療が丁寧で、ほとんど痛み感じることはなかったです。

患者C インプラントの治療を受けに行きました。治療はとても丁寧で、出来上がりにも満足しています。

3 | 自由診療に関する限定解除要件について

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できませんが、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できることになっています。

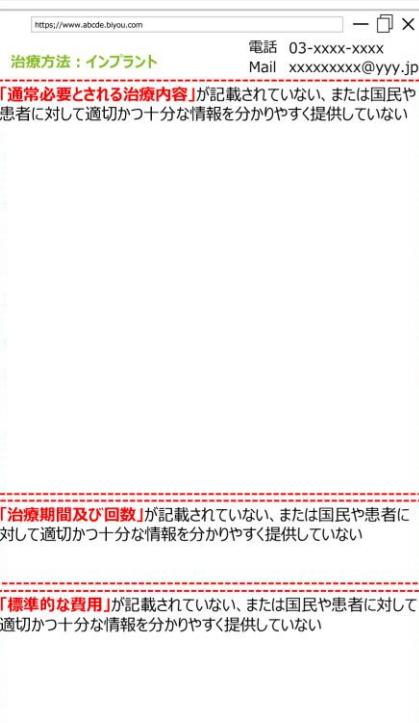
1 | 自由診療における限定解除の改善例

限定解除要件となっている「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要があります。

■自由診療における限定解除要件を満たす改善例

限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。
以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。



【通常必要とされる治療内容】が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

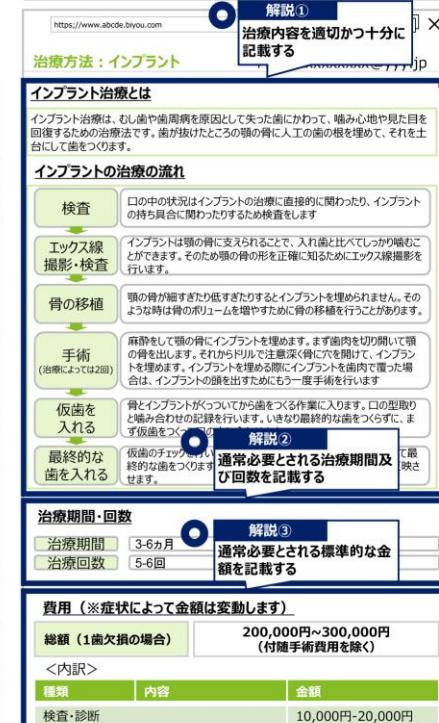
【治療期間及び回数】が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

【標準的な費用】が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

【主なリスクや副作用】が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



解説① 治療内容を適切かつ十分に記載する

【インプラント治療とは】

インプラント治療は、むし歯や歯周病を原因として失った歯にかわって、噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの頸の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

【インプラントの治療の流れ】

- 検査
- エックス線撮影・検査
- 骨の移植
- 手術（治療によっては2回）
- 仮歯を入れる
- 最終的な歯を入れる

【解説② 通常必要とされる治療期間及び回数を記載する】

【治療期間・回数】

治療期間	3-6ヶ月	解説③ 通常必要とされる標準的な金額を記載する
治療回数	5-6回	

【費用（※症状によって金額は変動します）】

総額（1歯欠損の場合）	200,000円～300,000円 (付随手術費用を除く)
-------------	----------------------------------

【内訳】

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント埋入手術		20,000円-140,000円
インプラント二次手術	（症状により要否は異なります）	10,000-85,000円
補綴物		0円
付随手術	GBR	治療における主なリスクや副作用を記載する
	骨移植	0円

【リスク・副作用】

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覺が自分の歯と違う

【解説④ 治療における主なリスクや副作用を記載する】

7

歯科経営情報レポート

2 | 自由診療における通常必要とされる治療等の内容

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要があります。

医療広告ガイドライン上で内容の記載が不十分であれば、限定解除要件を満たしていない違反広告となります。

■自由診療における通常必要とされる限定要件を満たした改善例

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「通常必要とされる治療等の内容」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例①-1 治療等の内容

解説①-1
具体的な治療等の内容が記載されていない

インプラント治療とは

インプラント治療は、失った歯に近い歯を取り戻すことができます。

事例①-2 治療等の内容

解説①-2
治療等の内容に関連した記載自体はあるものの、不十分である

インプラント治療とは

インプラントは歯を失った人が行う治療で、最近では技術が進み、様々な治療方法がございます。
当院では3種類の方法でインプラント治療を行っております。
患者様と相談して治療方法を決めていきますので、まずはご来院ください！

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

解説①-1,2

治療等の内容を適切かつ十分に記載する



治療期間・回数

治療期間 3-6ヶ月

治療回数 5-6回

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）

200,000円～300,000円
(付随手術費用を除く)

内訳

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術 インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	20,000円-140,000円 10,000-85,000円
付随手術	補綴物 GBR 骨移植	20,000円-140,000円 50,000円-100,000円 50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覺が自分の歯と違う

3 | 自由診療における標準的な費用

自由診療において、限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要があります。ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であると、限定解除要件を満たしていない違反広告となります。

■自由診療における標準的な費用の表現を満たす改善例

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例③-1 費用

解説③-1
標準的な費用が記載されていない

費用

料金は患者様の状態により異なります

事例③-2 費用

解説③-2
最低金額のみが記載されている

費用

内容	金額
インプラント手術	150,000~

事例③-3 費用

解説③-3
別途発生する費用が小さな文字で記載されており、具体的な金額の明示もない

費用

内容	金額
インプラント手術	170,000

※別途麻酔料金が必要になります
※施術範囲により金額が異なる可能性があります

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

<https://www.abcd.ebiyou.com>

電話 03-XXXX-XXXX

Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって咬み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ



解説③-1,2

標準的な費用または最低金額から最高金額を記載する

解説③-3

別途発生する費用や内訳を記載する

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）

200,000円～300,000円
(付随手術費用を除く)

<内訳>

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術 (麻酔料金含む)	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	10,000-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

4

広告にあたって注意が必要な事項

医療広告ガイドラインでは、広告してはならない診療科名や提供される医療とは直接関係のない事項によって来院を誘引する表現、イベント等による品位を損ねるあるいはその恐れのある広告は行うべきではない、とされています。

1 | どの治療を提供するかという点が明確ではない診療科名の表現

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない名称について、提供する治療の内容が記載されておらず不明確であり、限定解除要件が満たされているとしても、誤認を与える可能性があり、広告できません。

■広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例

広告をしてはならない診療科名の表現	広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例				
<p>法令上根拠のない診療科名</p> <p>法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない名称について、提供する治療の内容が記載されておらず不明確であり、限定解除要件が満たされているとしても、誤認を与える可能性があり、広告できません。</p>	<p>提供する医療の内容を明確に記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。</p> <p>※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。</p>				
<p>補足</p> <p>診療科名は、医療法施行令第3条の2で定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたもの以外は広告が認められないが、限定解除要件を満たすことで、広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可認事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。(自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。)</p>	<p>治療方法</p> <p>歯の表面を削り、白いセラミックをかぶせる、もしくは隙間に埋めることで、歯を白くきれいにします。</p> <p>治療期間・回数</p> <p>治療期間: 3か月程度 治療回数: 2-5回</p> <p>費用※自由診療となります</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施術名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セラミック治療</td> <td>90,000-120,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>リスクと副作用について</p> <p>リスク 治療によっては歯の体積を削る量が多い場合があります。 また事前に神経の処置等が必要な場合があります。</p> <p>副作用 治療後に軽い出血や痛みを伴う可能性があります。 また稀にセラミックが欠ける可能性があります。</p>	施術名	金額	セラミック治療	90,000-120,000
施術名	金額				
セラミック治療	90,000-120,000				

2 | 違反広告の具体的な事例

(1) 内容が虚偽または客観的事実であることを証明することができないもの

ホームページに掲載された内容が虚偽にわたる場合、国民・患者に著しく事実と相違する情報を与え、国民・患者を不当に誘引し、適切な受診機会を喪失させたり、不適切な医療を受けさせさせたりするおそれがあるものは違反となります。

■虚偽、客観的事実と証明できないもの

- 加工・修正した術前術後の写真等の掲載
- 当院では、絶対安全な手術を提供しています
- どんなに難しい症例でも必ず成功します
- 一日で全ての治療が終了します（治療後の定期的な処置等が必要な場合）
- %の満足度（根拠・調査方法の提示がないもの）
- 当院は、○○研究所を併設しています（研究の実態がないもの）
⇒虚偽にわたるものをホームページに掲載した場合等には、医療法以外の法令により規制される。

(2) 他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの

特定または不特定の他の医療機関（複数の場合を含む）と自らを比較の対象とし、優良である旨の表現や著名人との関連性を強調するような表現は違反となります。

■他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの

- の治療では、日本有数の実績を有する診療所です
- 当院は県内一の医師数を誇ります
- 芸能プロダクションと提携しています
- 著名人も○○歯科医師を推薦しています
⇒これらの表現は、仮に事実であったとしても、国民・患者に対して他の医療機関よりも著しく優れているとの誤認を与えるおそれがあるものとして取り扱うべき

(3) 内容が誇大なものまたは医療機関に都合が良い情報等の過度な強調

任意の専門資格、施設認定等、手術・処置等の効果・有効性、医療機関にとって便益を与える体験談の強調や提供される医療の内容とは直接関係のない事項による誘因は違反となります。

■内容が誇大なものまたは医療機関にとって都合が良い情報等の過度な協調

- 知事の許可を取得した診療所です
- 歯科医師数〇名（意図的に古い情報等を掲載しているもの）
- ○○学会認定医（活動実態のない団体による認定）
- ○○協会認定施設（活動実態のない団体による認定）
- ○○センター（医療機関の名称または医療機関の名称と併記して掲載される名称）
- 加工・修正した術前術後の写真等（再掲載）
- 患者の体験談や感想のみを掲載
- 無料相談をされた方全員に○○をプレゼント

(4)早急な受診を過度にあおる表現または費用の過度な協調

患者に対して早急な受診を過度にあおる表現、費用の安さ等の過度な強調・誇張等については、不当に誘引する恐れがあることから違反となります。

■早急な受診を過度にあおる表現または費用の過度な強調

- ただいまキャンペーンを実施中
- 期間限定で○○療法を50%オフで提供しています
- ○○治療し放題プラン
- 自由診療の○○術 1か所○○円

(5)医療機関への受診や特定の手術・処置等の実施を不当に誘導するもの

科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、国民・患者の不安を過度にあおるなどして不当に誘引することは違反となります。

■医療機関への受診や特定の手術・処置等の実施を不当に誘導するもの

- ○○の症状のある二人に一人が○○のリスクがあります
- こんな症状が出ていれば命に関わりますので、今すぐ受診ください
- ○○術は効果が高く、おすすめです
- ○○術は効果が乏しくリスクも高いので、新たに開発された○○術をおすすめします

■参考資料

厚生労働省：医療広告の監視指導体制強化について

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第2版）